

「保証問題」・「死後事務」をめぐる課題と 「保証機能」の構築に向けて

平成 27 年度「保証機能」のあり方に関する課題検討会（中間報告）

平成 28 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
権利擁護推進部 権利擁護推進担当

も く じ

◆「保証機能」のあり方に関する検討会の設置について・・・ 1 P

- 1 検討会の目的
- 2 平成 27 年度の検討内容

◆「保証機能」の構築の必要性（理念的整理）と権利擁護をめぐる動向・・・ 2 P

- 1 保証問題をめぐる現状と課題
 - 2 施設や病院が保証人を求める理由
 - 3 保証会社の利用とその課題
 - 4 求められる「保証機能」とその効果
 - 5 地域を基盤とした権利擁護体制の推進
 - 6 「保証機能」の仕組みづくりに向けて
- 《参考資料》

◆保証人等とは（法的整理）・・・ 7 P

- 1 保証人
- 2 連帯保証人
- 3 身元引受人

◆「保証機能」の基本機能・・・ 8 P

- 1 支援の枠組み
- 2 具体的なサービス内容
- 3 対象者の設定
- 4 任意後見契約の活用

◆「保証機能」の構築に向けた運営・体制の考え方・・・ 12 P

- 1 「保証機能」の構築に向けた検討会等の設置
- 2 事務局体制の整備
- 3 専門機関・専門職（法律家等）との協働体制の整備
- 4 契約に関する審査会の設置
- 5 管理機能と監査体制の整備
- 6 運営・事業財源の確保

◆「保証機能」を推進していくために・・・ 14 P

- 1 「保証機能」の構築に向けた担い手の課題
- 2 来年度以降の検討

◇アンケート調査集計結果（市町村社協、地域相談支援機関対象）・・・ 15 P

◆「保証機能」のあり方に関する検討会の設置について

1 検討会の目的

- ・少子高齢化、地縁・血縁の希薄化などが進む中、地域相談支援機関には高齢者や障害者の暮らしにおけるさまざまな相談が寄せられている。その内容は深刻化・複雑化しており、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「狭間の課題」が出てきている。
- ・近年、狭間となっている課題のひとつに「保証問題」があげられる。頼める親族がいないなどの理由から保証人を立てられず、必要な契約につながりにくいといったことが起きている。保証人を立てられない場合は、民間の保証会社を利用する方法もあるが、審査があることや費用がかかるため利用できる人は限られている。
- ・その他の狭間の課題として、葬儀埋葬等の「死後事務」の問題がある。葬儀等は一般的には親族が執り行うものだが、身寄りのない人や親族からの支援が受けられない事情がある人は、死後事務にも不安を抱えていることが少なくない。死後事務も保証会社同様に、預託金をもとに葬儀を担う民間の業者等はあるが、費用が高額であったり、運営状況など信頼性の見定めが難しい。
- ・こうした制度やサービスの狭間となっている解決困難な課題への対応に向けて、福祉施設への入所や医療機関への入院の際の「身元保証」と「死後事務」を含む「保証機能」のあり方等について、法律と福祉支援の両面の視点から課題整理・検討を行う。

2 平成 27 年度の検討内容

- ・「保証機能」に関するニーズ把握について
- ・地域で担う「保証機能」の構築について（理念的整理）
- ・具体化するための「保証機能」の基本機能について
- ・基本機能に基づく運営方法・体制、財源等基盤整備等の考え方について

※27 年度の検討会では、賃貸住宅の保証機能を除いた施設入所・入院の保証機能に焦点を当て、検討を行う。

◆「保証機能」の構築の必要性（理念的整理）と権利擁護をめぐる動向

1 保証問題をめぐる現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行、地縁・血縁の希薄化が進む中、地域では高齢者や障害者の暮らしにおけるさまざまな深刻化・複雑化された相談が寄せられており、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない解決困難な課題があげられてきている。
- ・ このような制度やサービスの狭間となっている課題のひとつに「保証問題」があげられる。近年、高齢者や障害者が施設入所や入院時に保証人を頼める親族がいないなどの理由から、必要な契約につながらないといったことが起きている。保証人が見つけれられないということは、本人の望む生活を続けることができない状態であり、権利侵害や社会的排除につながる要因となることから、「保証問題」は権利擁護の残された課題の一つと言われている。
- ・ 社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの大半が措置から契約方式に転換したことによって、「利用者本位」「自己決定の尊重」「選択の自由」等が保障されるようになった。しかし、その一方で入所等の際に保証人を求めることが一般的となり、またサービスや施設形態の多様化から、社会福祉法人以外の経営主体の福祉サービス事業が参入したことによって、本来の福祉理念より経営面を重視した施設が存在するようになった。
- ・ 現在の介護保険の運営基準など、応諾義務との関係で保証人が立てられなくても、「正当な理由がない限り（入所・入院の）契約を拒否してはならないこと」となっている。しかし、実際にはそういった決まりがあったとしても施設等から入所の条件として保証人を求められる以上、保証人を立てざるを得ない現状となっていることがうかがえる。
- ・ そして、「保証問題」以外の大きな課題に「死後事務」の問題がある。「保証問題」のように身寄りのない等の事情がある人は、死後事務にも不安を抱えていることが多く、行政にとっても大きな課題となっている。とりわけ親族がいない方等の火葬埋葬については行政が対応しているが、その数は年々増え財政等を逼迫しており、地域相談機関をはじめ民生委員や地域住民からの終活相談も増加している。
- ・ また、今回の検討にあたり、市町村社協、地域包括支援センター、相談支援事業所等の地域相談機関等を対象に「身元保証」と「死後事務」に関するアンケート調査を実施した。調査の結果（15 ページ参照）から、約半数の機関が身元保証や死後事務に関する相談を受けているとの回答があった。その中には、身元保証人をたてられずに入所や入院が出来なかったといったケースも見受けられ、保証機能の必要性が示された。

2 施設や病院が保証人を求める理由

- ・ 「保証問題」を考えるうえでは、利用する本人と同時に施設や病院が懸念する点などにも目を向けなければならない。

- ・施設や病院が保証人を求める理由に、利用料等を滞納した場合の支払い、緊急時の連絡、医療同意、死亡時の遺体の引取りや所持品の引渡しなどが挙げられる。また、施設では身寄りのない利用者が入院した際に、病院から医療説明時の同席や入所・入院の際に必要な日用品の調達などを求められることもあり、対応に苦慮していることを聞く。
- ・このような状況から、施設等では入所の条件として成年後見制度の利用を勧めるところが増えている。法定後見の申立てや任意後見契約と死後事務等の委任契約を行うことで、支払いや死後事務等のカバーができると考えられているからである。しかしながら、身元保証人を担うことは成年後見制度本来の役割ではないことから、実際に後見人等がいても施設等が望む動きをしてもらえないといったことがあり、後見人等の役割が施設等に十分に伝わっていないこともうかがえる。なお、本来法定後見は判断能力がある本人は対象ではない。
- ・判断能力がある場合、任意後見契約や委任契約を行う方法が考えられるが専門職等の第三者と契約すると報酬が発生するため、ある程度の資産が必要になるといった課題がある。

3 保証会社の利用とその課題

- ・近年、保証機能や死後事務を担う NPO や民間の保証会社へのニーズが増えている。身元保証サービスや葬儀埋葬等の死後事務等の幅広いサービスが提供されているが、預託金をはじめとする登録料や利用料が高額なところもあり、利用者が限られている。
- ・また、保証会社との解約時の金銭トラブルや遺産の寄付等の問題が起きていることを施設等の多くは認識しておらず、国もこうした保証会社の情報を把握していない。このように運営実態等が分からないことから信用性が見定めが困難となっている。

4 求められる「保証機能」とその効果

- ・このような現状と課題から、今後、支援ツールとして「保証機能」の重要性はますます高まることが予測される。とりわけ判断能力があるにも関わらず、身寄りがなく、また資力がない人が利用できる制度やサービスは限られていることから、こうした制度やサービスの狭間となっている人を対象とした「保証機能」が求められている。
- ・また、「保証機能」を構築することによって、さまざまな効果が期待できる。まず、積極的権利擁護（※）の視点から見ると、「保証問題」をきっかけに潜在化されたニーズを捉え、支えていくことで、本人が望む暮らしを支えていくことができる。そして、予防的な視点から見ても、何かあった時に対応するのではなく、日頃から安心して生活できるための支援を行い、それでも万が一何かあった時の保証・サポートとして体制を整えておくことで、安心した生活を続けることができるのである。

- ・さらに、保証問題を抱えている人はその他にも生活ニーズを抱えていることが多いことや、「保証機能」だけでニーズの解決は難しいことから、既存のサービスとの連携は欠かせない。「保証機能」を利用することにより他の必要な福祉サービスの活用につながることによって、より効果的に生活ニーズに対応し、地域での安定した生活を送れることになる。

(※) 積極的権利擁護

生命や財産を守り、安心と安全を確保するだけでなく、その先にある本人の自己実現に向けた取り組みを保障するという、権利擁護を広義に捉えた考え方。

○参考・引用文献○

『「個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス」ハンドブック』発行・神奈川県社会福祉協議会／監修・岩間伸之

5 地域を基盤とした権利擁護体制の推進

- ・地域では判断能力が不十分な高齢者・障害者が虐待や悪質商法被害など深刻な権利侵害を受ける事例だけでなく、さらには認知症高齢者の増加や障害者の親亡き後問題や、既に述べてきたように地縁・血縁の希薄化等による保証問題や社会的孤立といった新たな課題の顕在化等によるニーズが増大している。
- ・平成 23 年の介護保険法改正では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築の推進が強調された。また、平成 27 年には厚生労働省から「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」について新たな福祉ビジョンが提示され、そのなかでも障害者の地域生活移行の推進、生活困窮や社会的孤立といった新たな課題への対応等も、制度ごとではなく地域を基盤とした支援を展開していくことが位置付けられている。
- ・このことから、増大する「権利擁護ニーズ」への対応にあたっては、市町村等が主体となって、その地域内の社会資源の現況と特性を活かした横断的な取り組みが強く求められているのである。

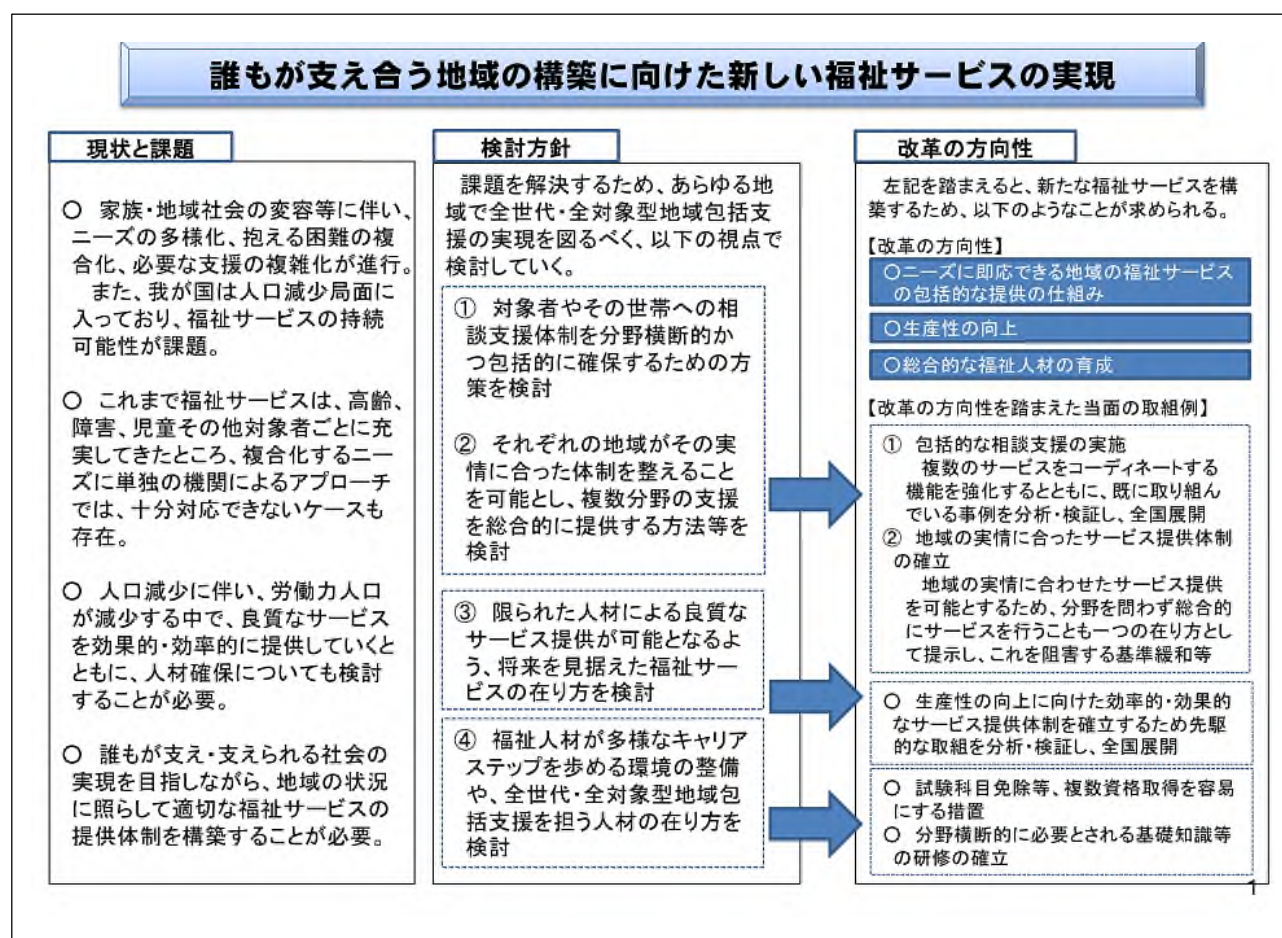
6 「保証機能」の仕組みづくりに向けて

- ・深刻化・複雑化したニーズに対して、国も福祉施策として「地域を基盤として、専門職と地域住民の協働による支え合いのしくみづくり」の必要性を強調している。それは、課題を抱えた本人を中心に多機関の専門職が連携し地域住民とも協働しながら、本人の暮らしの場である地域を拠点として、本人を支えることを意味している。こうした動きからも、権利擁護における保証問題は、自分たちの将来に起こりうる問題として捉える必要がある。
- ・施設入所等で身元保証人を求められた際に、施設等側から「支援者がついている」「日常生活自

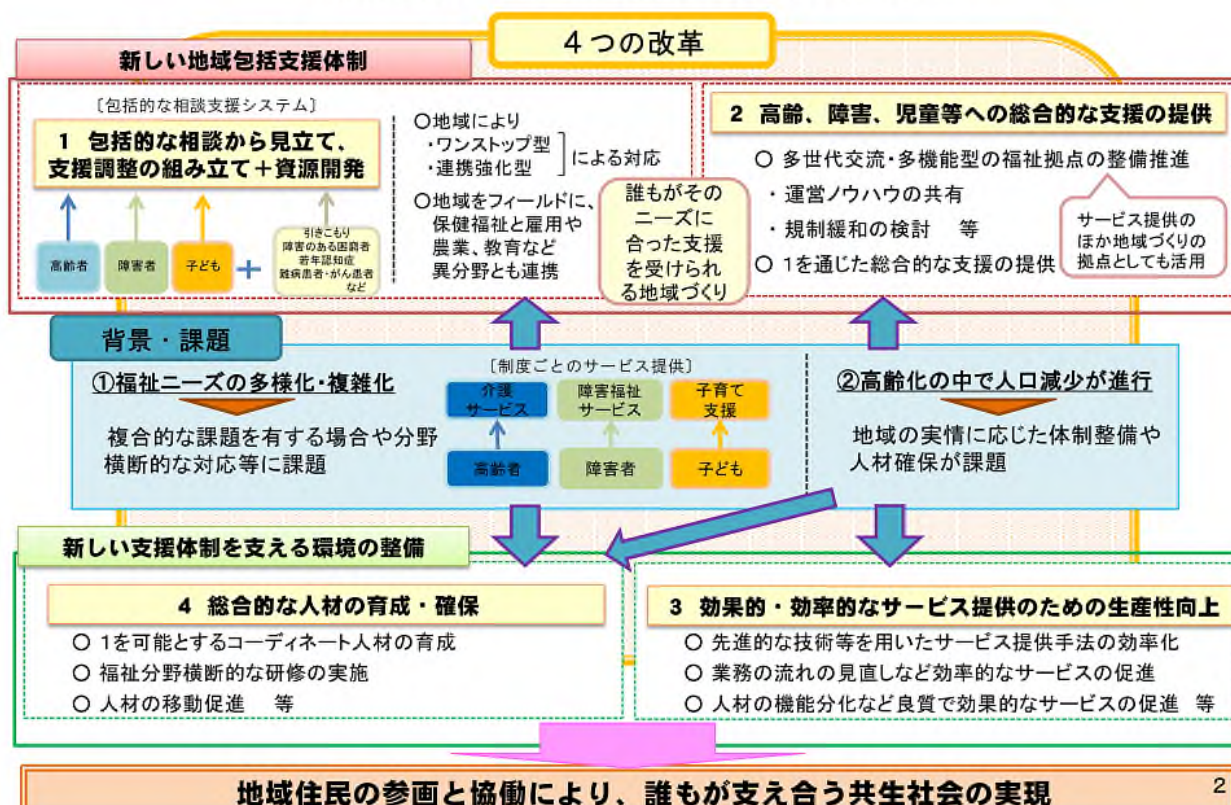
立支援事業を利用している」などの理由から、保証人を立てずに入所できたというケースもあった。このように地域で行われている既存のサービスを積極的に活用すればカバーできる事例もあることから、地域でサポートしていける仕組みやネットワーク、既存のサービスを積極的活用ができるようなシステムがあれば、地域における支え合いの一つとして、個人が保証人になるのではなく「公的な保証機能」を持つことができるのである。

《参考資料》

(出典：平成27年9月 厚生労働省『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に
対応した福祉の提供ビジョン - 』)



～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～



◆保証人等とは（法的整理）

- ・入所や入院等の際に、保証人等が求められるが、法律で明文化されている「保証人」「連帯保証人」「身元引受人」は次のとおりである。

1 保証人（民法）

債務者が債務を履行しない時にその履行の責任を負う。ただし、保証人はまず債務者に請求するよう求めることができる（催告の抗弁）。また、債務者に弁済するだけの資力があり、執行が容易であると証明した時は、債務者の財産から弁済をする（検索の抗弁）。

民法446条

1項「保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行する責任を負う」

2項「保証契約は、書面でなければその効力を生じない」

民法452条（抜粋）

「債務者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人はまず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる」

民法453条（抜粋）

「債務者が452条の規定に従い主たる債務者に催告した後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者はまず主たる債務者の財産について執行をしなければならない」

2 連帯保証人（民法）

保証人と同様に、債務者が債務を履行しない時にその履行の責任を負う。ただし、保証人とは異なり、催告の抗弁と検索の抗弁はないため、保証人よりも責任が重い。

民法454条

「保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前2条（452条と453条）の権利を有しない」

3 身元引受人（身元保証に関する法律）

被用者（被身元保証人）の行為により、使用者（雇用主等）が受けた損害の賠償の責任を負う。ただし、身元保証契約は成立の日から3年間とされていて、契約期間は5年間を超えることはできない。

身元保証に関する法律第1条（抜粋）

「引受、保証その他の名称の如何を問わず期間を定めずして被用者の行為により使用者の受けたる損害を賠償することを約する身元保証契約はその成立の日より3年間その効力を有する」

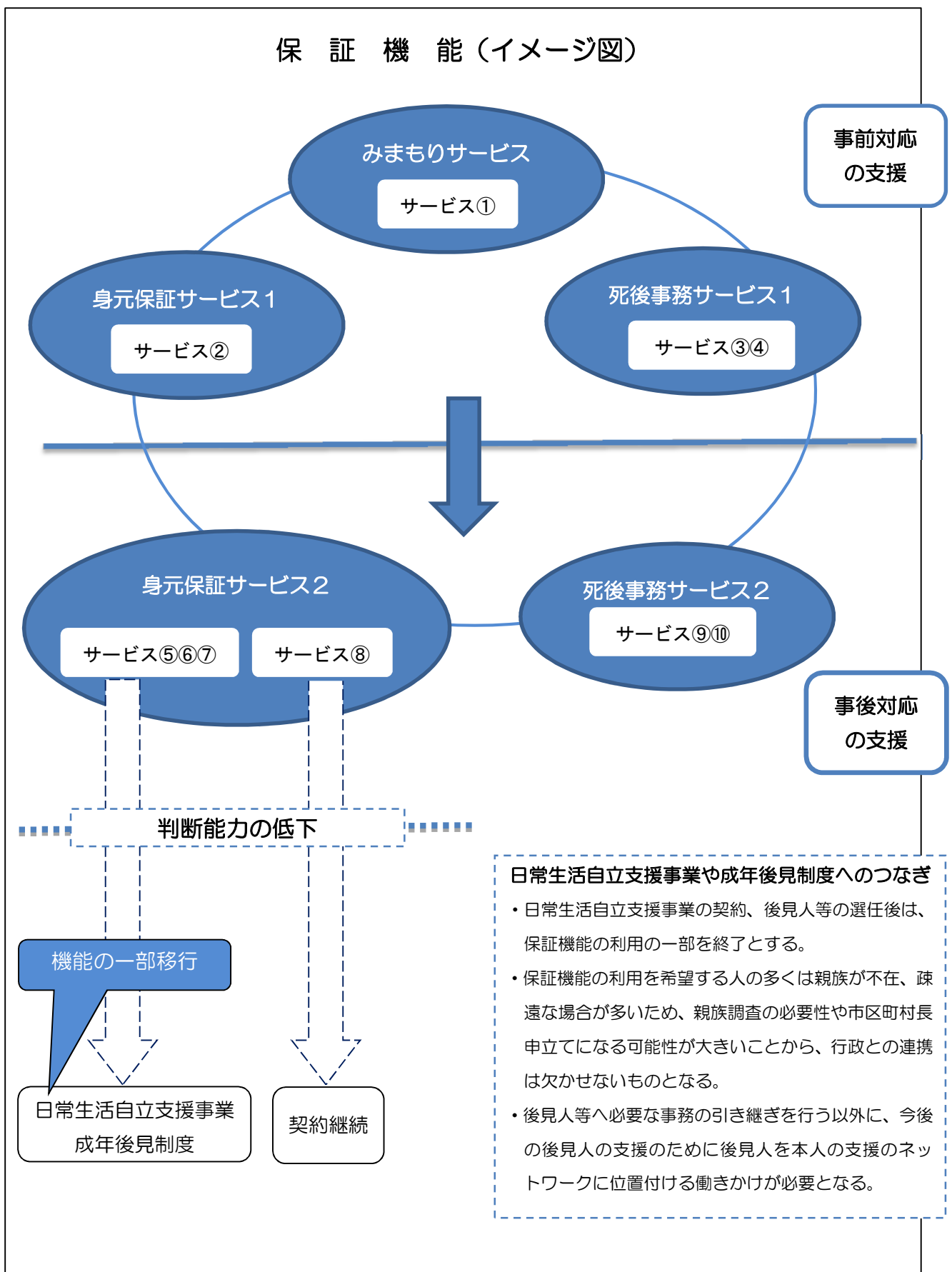
同2条（抜粋）

第1項「身元保証契約の期間は5年間を超えることはできない。もしこれより長き期間を定めるときは、その期間は5年に短縮する」

第2項「身元保証契約は更新することができる。但しその期間は5年間を超えることはできない」

◆「保証機能」の基本機能

1 支援の枠組み ※サービスを選択し実施することも可能



2 具体的なサービス内容

○事前対応の支援

事態が深刻化する前の暮らしの中で生じた「不安」や「負担」といった段階からサポートし、本人が安定して地域で暮らせるように、予防と積極的権利擁護の視点から支援を行う。

《みまもりサービス》

①定期的な電話連絡や訪問

定期的な電話連絡や訪問を行い、利用者の日常生活の把握を行う。

■訪問時期や回数・方法は、利用者と話し合い決める。ただし、利用者の生活の様子や変化を把握するためには、電話の連絡だけでは把握しづらいため、少なくとも月1回の訪問が望ましい。

《身元保証サービス1》

②判断能力低下時の医療同意・指示書の作成

本人の判断能力が著しく低下するなどして、医療行為に同意できない場合に備えて契約時に「医療サービスに関する指示書」等を作成しておく。

- 医療サービスに関する指示書とは、治療や手術の同意、終末期の治療等について事前に意思表示した内容となる。
- 指示書の項目等の内容は、医師会や地域の医療機関等との協議のうえ作成することが望ましい。保証機能を構築する際の検討会等のメンバーとするなどの工夫が考えられる。
- 本人に主治医がいる場合は、指示書を作成した段階で主治医に内容を確認してもらうことが望ましい。

医療に関する決定は「一身専属」といわれ、本人以外が決めることができない権利とされている。

《死後事務サービス1》※生存中

死後事務の内容や本人の資産状況等によって、下記③公正証書遺言または④死後事務委任契約を選択する。

③公正証書遺言の作成

事前に死亡時の葬儀埋葬や残存家財処分等の死後事務の内容を公正証書遺言に残す。

④死後事務委任契約

事前に死亡時の葬儀埋葬や残存家財処分等の死後事務の内容を公正証書等にて契約書に残す。

- 遺言執行者を決めておくことで死後事務がよりスムーズに執行される。
- 遺言の内容に関する相談や遺言執行者の推薦については、専門職の紹介等を行うことが想定されるため、弁護士会等との連携が求められる。
- 死後事務委任契約の相手方は、本サービスを実施する機関等との契約が想定されるため、事務内容の検討や様式の設定等が必要となる。

○死後事務の内容例○

- 【1】 医療費の支払いに関する事務
- 【2】 家賃、地代、管理費等の支払いと敷金等の支払いに関する事務
- 【3】 施設利用料の支払いと入居一時金等の受領に関する事務
- 【4】 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- 【5】 相続財産管理人の選任申立手続に関する事務
- 【6】 賃借建物明渡しに関する事務
- 【7】 行政官庁等への諸届け事務
- 【8】 以上の各事務に関する費用の支払い 等

○事後対応の支援

事態が変わり支援が必要になった段階からサポートし、ここをきっかけに本人が抱えているニーズを見直し、支援を行う。

《身元保証サービス2》

⑤日常的支援

入院や施設入所の際の物品の準備や購入・配達、郵便物の確認等を行う。また、必要であれば、行政手続きに関する支援も行う。

⑥金銭等管理

入院や施設利用料の支払い、預貯金の払い戻し、その他通帳や印鑑、証書などの重要書類を預かる。その他に、入院中に必要な家賃等の支払いや自宅の鍵の預かりが想定される。

⑦その他必要とされる支援

緊急連絡先、医療説明時の同席、施設入所契約や入院の際の立ち会いなど、その他必要とされる支援を行う。

■物品の準備や購入等については、支援範囲の設定が必要となる。

■自宅の鍵を預かる際には、盗難のリスクや管理者としての責任が出てくる。そのため、本人から必要な時だけ鍵を借りて用事が済んだら返す等、取扱いやリスクを減らす方法等について検証する必要がある。

■本サービスでは、施設入所・入院の際の身元保証人や身元引受人になることは出来ないことから、保証人等に求められる役割の一部を支援するため、施設・病院側の理解が必要になる。

■支払いの滞納等に備えて契約時に預託金を預かり、その預託金から支払いを行う。また、施設等内での事故の保証については損害保険等でまかなうなどの方法が考えられる。

■預託金や利用料の設定は、利用者の状況等に照らし合わせた設定が望まれる。

⑤～⑦は、判断能力が低下した時点で契約終了となる。

⑧判断能力低下時の医療同意・指示書の提示

本人の判断能力が著しく低下するなどして、医療行為等に同意できない場合に事前に作成しておいた「医療サービスに関する指示書」を医療機関に提示する。

■最終的には医師の判断となるため、指示書とは異なった医療内容となることがある。そのことを事前に本人と主治医等で確認しておく必要がある。

⑧は、判断能力が低下後も契約継続となる。

《死後事務サービス 2》※死亡後

⑨公正証書遺言に基づく死後事務の執行

遺言執行者への連絡、預託金や預金等の引渡しなど、遺言に基づき執行する。

⑩死後事務委任契約に基づく死後事務の執行

相続人等への連絡など、契約内容に基づき執行する。

⑨～⑩は、判断能力が低下後も契約継続となる。

3 対象者の設定

○判断能力がある方

本人の利用意思と契約締結能力が必須となる。そのため契約に至るまでに複数回の面談を行う。

○支援可能な親族がいない方

「独居の方」、「高齢者または障害者のみの世帯」、「親族はいるが支援が望めない方」などの条件設定を行う。

○資力がない方

月収、預貯金、住民税などから算出した条件設定を行う。

対象者の設定については、実施する地域内の社会資源の現況や課題等に、照らし合わせた範囲の設定を行うことが望ましい。

4 任意後見契約の活用

- ・判断能力の低下後は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につなぎ、切れ目のない支援を提供することが求められる。
- ・本サービスを市町村社協で実施した場合、切れ目のない支援を提供するための一つの方法として、社協の法人後見で任意後見契約を行う方法がある。判断能力のある段階での契約時に社協と任意後見契約も行い、判断能力が低下し始めたら日常生活自立支援事業ではなく任意後見に切り換えるという仕組みで、それによって、切れ目なく今までと同じような支援を受けることができる。
- ・ただし、任意後見契約を行うには既存の法人後見の機能や体制等の見直しや課題整理等の検討が必要になる。

◆「保証機能」の構築に向けた運営・体制の考え方

1 「保証機能」の構築に向けた検討会等の設置

- ・「保証機能」の構築・運営は、地域の病院や施設等の関係者や相談支援等の関係機関との協働による実施が求められる。また、地域の特性に応じた「保証機能」を構築することから、地域相談支援機関、施設、病院、行政等のほか、法的整理が必要となるため弁護士等で構成した検討会等の設置が望ましい。
- ・検討会等の実施に際しては、以下の検討事項が必要となる。

○検討事項

(1) 当事者、相談支援現場、地域内のニーズの確認

- ・課題と求められる機能等を把握し、整理を行う。

(2) 理念、全体像、機能、運営体制の整理

- ・課題、地域内の特性や社会資源をふまえて、理念や機能、「保証機能」の位置づけ、各機関・事業との役割整理等を行う。また、実施した際に期待できる効果、課題やリスク管理等についても検討し、実施体制のイメージを整理する。

2 事務局体制の整備

- ・事務局には、権利擁護や成年後見制度に関する知識、そのほか遺言や相続等一定のスキルがあることが求められる。また、事業展開にあたっては関係機関のネットワーク形成に必要なスキル等も必要とされることから、運営体制を確保するための人員体制、財源等の調整をする。
- ・実施する組織や事務局の体制を考慮のうえ、支援の範囲（突発的な支援や夜間対応等）の設定を行う。

3 専門機関・専門職（法律家等）との協働体制の整備

- ・遺言、相続等の法律相談の実施、職員等へのスーパーバイズなどの専門機能が必要であり、法律家等を中心とした専門機関・専門職の関与が必須となる。

4 契約に関する審査会の設置

- ・「保証機能」を先行し実施しているところでは、契約をする際に審査会ではなく組織内での決裁で対応している機関もあるが、契約の可否や契約内容等に関する助言等を行う審査会を設置することが望ましい。
- ・なお、審査会の委員には、法律・医療・福祉等の各分野の専門家を選任することが望ましい。

5 管理機能と監査体制の整備

- ・ 日常的な金銭管理や預託金等を管理する場合は、それぞれの組織で信用性の高い管理機能と監査体制が求められる。
- ・ 審査会の運営方法にもよるが、審査会では契約当初までしか見ることが出来ず、またその中で財務報告をすることで監査体制を高めることも可能ではあるが、それだけでは不十分と言える。そのため、契約後の実施方法や金銭の預かりに関するチェック機能が必要となる。

6 運営・事業財源の確保

- ・ 「保証機能」を先行し実施しているところでは、自主財源（基金含む）や利用料収入、死後事務執行料、寄付・寄贈により運営しているところが多い。また、人員体制もほとんどの機関が他の事業との兼務となっている。そのため事業財源の確保にむけては指定寄付による「基金」の設立なども考えられる。
- ・ また、現状、火葬埋葬等に対応せざるを得ない状況にある行政と連携することから、財源の確保について行政への働きかけをしていくことも必要である。

◆「保証機能」を推進していくために

1 「保証機能」の構築に向けた担い手の課題

- ・基本機能内で提示した「身元保証サービス 2」等は、日常生活自立支援事業等とのすみ分けが難しいことから、課題整理等を行う必要がある。このことから、本検討会では日常生活自立支援事業のあり方を含めた整理や検討を行う。
- ・また、本検討会では「保証機能」の構築を地域における支え合いの一つとして、「市町村域」が主体となって実施することを想定している。しかしながら、地域によって権利擁護体制や社会資源等に差があることから、現時点では全ての「市町村域」で取り組むことは困難な状態であることが想定される。
- ・さらに、「保証機能」は地域で実施しているフォーマルサービスとインフォーマルサポートとを連携しながら支援を行っていくことになるが、身元保証に関するサービスなどでは、本人が滞納した利用料の支払いなど金銭的な損害を補てんすることも想定されるため、新たな仕組みを構築していく必要が出てくる。そのような「保証機能」の仕組みを効率的に発揮するうえでは、「広域的」取り組みについても検討する余地がある。

2 来年度以降の検討

- ・本検討会は、「保証機能」の推進に向け、構築することの意義や理念、またそれらを具体化するための機能や環境整備、担い手等について更に検討を深める必要があるから、平成 28 年度以降も継続し検討を行うものとする。
- ・その検討結果を「提言（提案）」として資料化し、各市町村や市町村社協が検討を行うに際して、指針・検討策として活用されるようにする。

◇身元保証、死後事務等に関するアンケート調査 集計結果《市町村社協》

アンケート対象者：30 市町村社協（政令市を除く）

アンケート回収数：30 ケ所

【身元保証】

Q 1. 相談者や利用者から身元保証人に関する相談を受けたことがありますか。「ある」と回答した方、件数についてもお答えください。

ある・18 ケ所（60%）				ない・ 12 ケ所（40%）	無回答
概ね 10 件以上／年	概ね 5 件以上／年	概ね 5 件未満／年	無回答		
1	6	11	0	12	0

Q 2. 相談者や利用者から身元保証人について、どのような相談を受けましたか。（複数回答可）

身元保証人が 見つからない	身元保証人の 紹介	医療説明時の 同席・同意	入院時の付き 添い	その他	無回答
18	7	6	5	3	0

その他

- ・施設入所時の身元引受け
- ・民間アパートへの転居（契約）
- ・死亡時の対応（親族への連絡、支払い、葬儀・火葬等の対応）

Q 3. 相談者や利用者から上記の相談を受けて、どのように対応をしましたか。（複数回答可）

弁護士、司法書士等 の専門職相談を案内	任意後見契約 の説明	日常生活自立支 援事業の説明	NPO、民間の保 証会社の紹介	その他	無回答
9	11	10	4	6	0

NPO、民間の保証会社

- ・NPO法人きずなの会（他2件）
- ・ライフ協会
- ・リシステム
- ・福祉クラブ生協あうん
- ・個別の紹介はしていないため保証会社があることを伝えている

その他

- ・本会市民後見人等運営事業に係る法律顧問に助言を求めた
- ・やむを得ず直接対応
- ・ケースバイケースでの対応方法を説明
- ・少しでも判断能力が低い場合は法定後見を勧める
- ・成年後見制度の説明、病院の相談員に事情を分かってもらう等
- ・民間の保証会社について信用できるものか聞かれ、答え兼ねると返した

Q 4-1. 施設入所や入院の際に、身元保証人がいなくても入所や入院ができた相談者や利用者はいですか。①「いる」と回答した方、その理由についてもお答えください。(複数回答可)

いる・18ヶ所 (60%)						いない・ 12ヶ所 (40%)	無回答
後見人等が 既に付いて いた	任意後見契 約を行って いる	日常生活自立 支援事業を利 用している	保証会社を 利用してい る	その他	無回答		
6	3	8	3	10	0	12	0

その他

- ・ 行政が身元保証人
- ・ 福祉事務所ケースワーカー対応
- ・ 行政の支援があったから
- ・ 生活保護であるから
- ・ 行政と連携
- ・ 行政が関わり、MSWとの事前調整があった
- ・ 近い将来申立てをするから
- ・ 成年後見の市長申立予定となっているから
- ・ 関係機関が対応した
- ・ 施設の方針、詳細は不明

Q 4-2. ②「いる」と回答した方、身元保証人がいないことによって何か問題となったことはありますか。

- ・ 医療同意を代わりに求められ困った
- ・ 施設入所の際。契約が困難
- ・ 継続的な支払能力と手段・入所拒否。入院はまだ相談の余地がある印象
- ・ 入院、入所を断られると別の施設、病院等をあたるため大きな問題はない
- ・ 特にないが、社協が後見人となっている場合は事前に万が一の時の対応について、入院先等と協議を行い葬儀社との調整が必要。また、休日夜間の連絡体制が必要となる場合がある
- ・ まったく親族がいないわけではないケースであったこともあり、親族との連絡をとってほしいと社協に強く要望された
- ・ 借家の契約が出来ず、保証会社を利用するにも資力が足りなかった

Q 5. 施設入所や入院の際に、身元保証人をたてられず入所や入院ができなかった相談者や利用者はいですか。「いる」と回答した方、施設の種類等についてもお答えください。(複数回答可)

いる・12ヶ所 (36.7%)									
介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	認知症型 共同生活 介護	有料老人 ホーム	サービス 付き高齢 者住宅	障害者共 同生活援 助	障害者支 援施設	医療機関	その他	無回答
9	2	2	2	0	0	0	0	2	0

いない・ 18ヶ所 (60%)	無回答 1ヶ所
18	1

その他

- ・ 民間アパートへの転居 (契約)
- ・ 社協で調整しないので詳細は不明

Q 6. 福祉施設や病院等から身元保証人等を引き受けてほしいと依頼されたことがありますか。
「ある」と回答した方、その際にどのように対応をしましたか。(複数回答可)

ある・17ヶ所 (56.7%)					ない・ 13ヶ所 (43.3%)	無回答
引き受けた	断った	説明をすることで保証 人を立てずに済んだ	その他	無回答		
6	3	8	10	0	13	0

その他

- ・成年後見制度等の利用、親族の可能な範囲での協力要請
- ・保証人を立てずに施設入所まではできたが、その後、成年後見制度を利用した
- ・契約に立ち会い、説明を受けたことのサインをした
- ・ホームロイヤル契約や任意後見契約につなぐ支援をすることで保証人を立てずに済んだ

Q 7. 過去に、身元保証サービスの実施等について話し合ったことはありますか。「ある」と回答した方、どのような形で話し合ったか、「ない」と回答した方、今後の検討予定についてもお答えください。

ある・9ヶ所 (30%)					ない・21ヶ所 (70%)			無回答
組織内で 課題とな った	検討会等を 開催した	他機関のケー ス会議等で話 題となった	その他	無回答	今後、検討 したい	今後も検 討する予 定はない	その他	
2	0	5	2	0	3	17	1	0

ある・その他

- ・介護支援専門員
- ・成年後見事業あり方検討会において、課題のひとつとして提示した程度

ない・その他

- ・話題にあがったことはあるが、具体的に検討する予定はない

【死後事務】

Q 8. 相談者や利用者から死後事務に関する相談を受けたことがありますか。「ある」と回答した方、件数についてもお答えください。

ある・15ヶ所 (50%)				ない・ 15ヶ所 (50%)	無回答
概ね10件以上／年	概ね5件以上／年	概ね5件未満／年	無回答		
2	4	9	0	15	0

Q 9. 相談者や利用者から死後事務について、どのような相談を受けましたか。(複数回答可)

葬儀・埋葬	遺品整理	各種契約の解除	遺産相続	その他	無回答
11	9	13	9	5	0

その他

- ・延命措置
- ・被後見人の死後事務（他2件）
- ・銀行への届出（書面にて）
- ・福祉資金償還について
- ・残置物の処分
- ・ペットの引き取り

Q10. 相談者や利用者から上記の相談を受けて、どのように対応をしましたか。(複数回答可)

弁護士、司法書士等の専門職相談を案内	死後事務委任契約の説明	遺言の説明	NPO、民間の保証会社の紹介	その他	無回答
11	7	5	2	8	0

その他

- ・行政担当ケースワーカーや福祉事務所等とケース会議にて協議した
- ・家庭裁判所と相談の上、やむを得ず対応
- ・関係機関につなぐ
- ・福祉事務所と相談
- ・遺産相続でトラブル等予測されそうな場合、社協の弁護士相談等を紹介
- ・遠方の親族については市内葬儀社等の情報提供
- ・親族へ相続手続き（遺産分割協議書の作成や金融機関の手続き等）を案内
- ・遺品整理については必要に応じて情報提供（量や経済状況などに応じて）使用できるものは、社協に寄贈していただき活用することもある（紙オムツなど）
- ・資金の制度説明を行う
- ・廃棄物のルール説明、金融機関への問い合わせ

Q11. 福祉施設や病院等から身元保証人や身元引受人がいない本人の死後事務を引き受けてほしいと依頼されたことがありますか。「ある」と回答した方、その際にどのように対応をしましたか。(複数回答可)

ある・3ヶ所（10%）				いない・27ヶ所（90%）	無回答
引き受けた	断った	その他	無回答		
0	2	1	0	27	0

その他

- ・福祉施設や病院から依頼されるというより、親族対応が困難な方の場合は、入院、入所前に行政を含め関係機関で死後事務の役割分担を行い、協力しながら対応している

Q12. 過去に、死後事務サービスの実施等について話し合ったことはありますか。「ある」と回答した方、どのような形で話し合ったか、「ない」と回答した方、今後の検討予定についてもお答えください。

ある・9ヶ所（30%）					ない・21ヶ所（70%）			無回答
組織内で課題となった	検討会等を開催した	他機関のケース会議等で話題となった	その他	無回答	今後、検討したい	今後も検討する予定はない	その他	
5	1	3	2	0	4	15	2	0

ある・その他

- ・後見業務に関わる専門職との会議において、市民後見人が死後事務を担うことの是非について話題になった

ない・その他

- ・必要性が認められる場合は可能な範囲で柔軟に対応するため
- ・県内の状況を把握したい

【保証機能】

Q13. 身元保証や死後事務等について、どのような保証制度や機能があると良いですか。また、課題になっていることなどがありましたらご記入ください。

（一部、表現修正）

- ・安価で信頼出来るサービスを、行政を含め、公共性、公平性の高い団体が提供してほしい。
- ・運営内容を公表したり、一定の基準で審査して結果が誰からも分かるようにして、利用者の選択の自由と、サービスの質を保証する仕組みを作って欲しい。
- ・保証人協会の利用を検討、しかし、高額な支払いのために利用をあきらめる。
- ・一人暮らしの方が病気で入院される際の入院保証人問題や転居、入居の際の身元保証人問題。
- ・社協が実施した場合、現在サービス提供中の事業所が活動できなくなるようなことがないよう、利用者層と利用負担金の明確化が必要。
- ・課題は、預り物件等引渡人未指定（親族等不在で指定することができない）の方の預り物件の処理方法。
- ・死後事務等にかかわるチェックリストがあれば、契約中に利用者の意思確認に活用できるのではないか？
- ・病院、施設等への支払いに関する保険。
- ・横須賀市が始めた「エンディング・サポート事業」のような取り組みが広がると良い。
- ・身元保証等が法律上の明確な定めがない以上、身元保証人の不在を理由に病院・施設等がサービスの提供を拒むことは、「正当な理由」にあたらないと考えられるので、行政からの指導・監督により是正していくべきことだと思う。
- ・日生事業について、引受人がいない場合の通帳の取り扱い方法が課題。

- ・身元保証については、高齢者が施設入所を検討する時に、入所後の入所費用等の支払い方法について関係者（ケアマネや市役所等）からの相談を受けることが多く、後見、または任意後見を利用しています。現状では身元保証や死後事務については、後見人等の選任に頼らざるを得ない状況です。その多くは、申立て費用等を捻出することが困難なため、費用の助成を市町村レベルではなく、制度化出来れば良いのではと思います。
- ・入所、入院先で身元保証の意味合いが異なっている印象がある。今後身寄りのない方の入所、入院は増えると思われるので、行政や関係機関等を含めて対応法を検討してほしい。
- ・経済的に余裕がないため、専門職の死後事務委任等に手が届きにくいケースがある。しかし、親族はおらず、自分の身辺処理は本人が行うしかないと考えているケースは多い。生活保護ならばまだしも、生活保護ではないケースでは、宙に浮いてしまいがち。安価で、最低限のことに対応できて、相続とのトラブルが回避できる制度がほしいし、実際に社協が行えたら、市民サービスの向上につながると思う。
- ・NPOによる身元保証などの取り組みがあるようだが、やはり信用性には欠けるのではないかとと思うので公的な支援が求められていくのではないのでしょうか。
- ・低所得や少ない年金では保証会社を利用したり、遺言を残したりするのは経済的に不可能です。例えば、遺言や尊厳死宣言、死後事務委任契約などを低価格で利用でき、遺言執行者を行政にする。または、遺言執行を低価格で引き受ける機関があれば、生前に支払いを済ませておくなど、前もって準備ができれば、安心した生活を送れるのではないかと思う。
- ・契約に対して明確な身元保証を求められた場合に備え、親族などが保証人になれない場合に保証人に代わる制度を確立してほしいです。（簡便なもので。）
- ・行政がやってくれる。
- ・家族や身内の方が疎遠になっている場合または親族が遠方にいる場合や本人との関わりを断られる場合は身元保証人をたてることが困難な状況であることが課題である。
- ・法人後見制度は社協では実施しておらず、また、日常生活自立支援事業も契約件数が少ないため、身元保証や死後事務といった相談等を受ける機会が無いが、今後それらについての問い合わせや要望等が出てくる場合は、必要に応じたサービスの実施等について検討していきたいと思う。

（アンケート実施：平成 27 年 11 月）

◇身元保証、死後事務等に関するアンケート調査 集計結果《地域相談支援機関》

アンケート対象者：152 名 権利擁護ネットワーク形成支援事業研修会（11/24 実施）

行政、社協、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、その他

アンケート回収数：【身元保証】123 名／【死後事務】124 名

【身元保証】

Q 1. 相談者や利用者から身元保証人に関する相談を受けたことがありますか。「ある」と回答した方、件数についてもお答えください。

	ある・57 人 (46.3%)				ない・ 66 人 (53.7%)	無回答
	概ね 10 件以上／年	概ね 5 件以上／年	概ね 5 件未満／年	無回答		
行政	0	1	1	4	3	0
社協	1	1	6	1	1 3	0
地域包括	2	5	1 7	6	3 3	0
障害相談	0	0	2	3	1 1	0
その他	0	4	3	0	5	0
無回答	0	0	0	0	1	0
合計	3	1 1	2 9	1 4	6 6	0

Q 2. 相談者や利用者から身元保証人について、どのような相談を受けましたか。（複数回答可）

	身元保証人が 見つからない	身元保証人の 紹介	医療説明時の 同席・同意	入院時の付き 添い	その他	無回答
行政	2	0	1	1	0	2
社協	5	0	4	5	1	1
地域包括	1 8	1 2	6	1 3	5	6
障害相談	2	0	3	1	0	1
その他	4	4	1	2	2	0
無回答	0	0	0	0	0	0
合計	3 1	1 6	1 5	2 2	8	1 0

その他

- ・施設契約時の身元保証人
- ・有料老人ホームの身元引受人
- ・特養入所
- ・任意後見制度の活用
- ・将来的な入院、施設入所など考えた時に不安
- ・金銭管理、認知症の方について
- ・親亡き後の子ども（障がい者）に身元保証人をさがす必要があるか
- ・制度について

Q 3. 相談者や利用者から上記の相談を受けて、どのように対応をしましたか。(複数回答可)

	弁護士、司法書士等の専門職相談を案内	任意後見契約の説明	日常生活自立支援事業の説明	NPO、民間の保証会社の紹介	その他	無回答
行政	1	1	1	1	0	2
社協	4	2	4	1	2	1
地域包括	1 2	1 1	1 2	1 5	2	7
障害相談	0	0	3	2	1	1
その他	3	3	1	3	3	0
無回答	0	0	0	0	0	0
合計	2 0	1 7	2 1	2 2	8	1 1

NPO、民間の保証会社

・きずなの会（他 2 件） ・エンライフ協会 ・福祉クラブ生協あうん

その他

- ・保証人のいないところを探した ・成年後見の検討、代わりになる方の洗い出しなど
- ・緊急的に相談員、病院と協力して対応
- ・遠方の親族に連絡をとった ・軽微なものは後見人対応 ・ 4 親等内の親族の中から選任
- ・公証役場の紹介、法定後見の本人申立て

Q 4-1. 施設入所や入院の際に、身元保証人がいなくても入所や入院ができた相談者や利用者はいですか。①「いる」と回答した方、その理由についてもお答えください。(複数回答可)

	いる・64 人 (52%)						いない・30 人 (24.4%)	無回答・29 人 (23.6%)
	後見人等が既に付いていた	任意後見契約を行っている	日常生活自立支援事業を利用している	保証会社を利用している	その他	無回答		
行政	1	0	0	0	2	0	0	6
社協	5	1	5	0	3	3	0	5
地域包括	5	2	1	3	1 0	1 2	2 5	1 3
障害相談	1	0	4	0	0	4	3	4
その他	6	2	1	1	1	1	2	0
無回答	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1 8	5	1 1	4	1 6	2 0	3 0	2 9

その他

- ・措置入所であるため ・市の借置で ・市が介入して ・生活保護受給者（他 3 件）
- ・障害課、生保の担当 CW 等を介したため OK だった ・成年後見申請の方向で行政が関わっている
- ・行政と没後について事前に確認を行ったから ・医師の判断で
- ・日数、短い場合のみ、白内障 OPE ・後日、保証人をたてるとお話しをする
- ・お金を持っている方 ・親族の了承を得ずに、契約書に署名していた

Q 4-2. ②「いる」と回答した方、身元保証人がいないことによって何か問題となったことはありますか。

- ・ 死亡時の引受人 ・ 後見人は死後については何もできないことや、医療同意問題
- ・ 後見人は身元保証人にはなれないため、遠方の親族等の協力が必要 ・ 同意等
- ・ 後見人がつくまで包括と行政が連絡先になった
- ・ 日常の対応（衣類の管理など）、緊急時にどうするか、手術や入院の判断
- ・ 金銭管理、住宅について（電気、ガス、水道、戸締り）必要なものを届ける役割
- ・ 唯一の親族自身に生活能力がないという理由で、実母のための身元保証人を拒まれた有料老人ホームがあった
- ・ 保証人を拒まれたという親族から相談を受けた
- ・ 入院費、施設費を日常が支払うことができるから（本人の希望により）
- ・ 精神障害者の不動産の賃借契約時、身元保証人がいないと契約できない
- ・ 身元保証人は入院や将来的に必要なで問題だと思う ・ 被害にあう（消費者）

Q 5. 施設入所や入院の際に、身元保証人をたてられず入所や入院ができなかった相談者や利用者はいますか「いる」と回答した方、施設の種類等についてもお答えください。（複数回答可）

	いる・28人 (22.8%)						
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	認知症型共 同生活介護	有料老人 ホーム	サービス付き 高齢者住宅	障害者共同 生活援助	障害者支援 施設
行政	0	1	0	0	0	0	0
社協	3	2	0	0	1	0	0
地域包括	6	7	4	8	7	0	0
障害相談	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	0	3	1	0	0
無回答	0	1	0	0	0	0	0
合計	11	13	4	11	9	0	0

	いる			いない・ 84人 (68.3%)	無回答・ 11人 (8.9%)
	医療機関	その他	無回答		
行政	0	0	0	4	4
社協	1	0	0	19	0
地域包括	9	3	0	41	3
障害相談	1	1	0	12	3
その他	1	0	0	8	1
無回答	0	0	0	0	0
合計	12	4	0	84	11

その他

- ・ 軽費老人ホーム（他1件） ・ 市営住宅 ・ 民間賃貸住宅

Q 6. 福祉施設や病院等から身元保証人等を引き受けてほしいと依頼されたことがありますか。

「ある」と回答した方、その際にどのように対応をしましたか。(複数回答可)

	ある・33人(26.8%)					ない・ 84人(68.3%)	無回答・ 6人(4.9%)
	引き受けた	断った	説明をすることで保証 人を立てずに済んだ	その他	無回答		
行政	0	1	0	0	0	4	4
社協	1	3	4	1	0	12	2
地域包括	0	11	5	1	0	48	0
障害相談	3	1	0	0	0	13	0
その他	1	1	4	2	0	6	0
無回答	0	0	0	0	0	1	0
合計	5	17	13	4	0	84	6

その他

- ・区、生活保護課に引き継いだ
- ・成年後見（法定・任意）制度の活用を説明した
- ・社協が入院する本人に代わってお金を支払う約束をすることはできないが、連絡先にはなれること、本人の財産の中から入院費を必ず払いに来ることを伝え、理解してもらった

【死後事務】

Q 7. 相談者や利用者から死後事務に関する相談を受けたことがありますか。「ある」と回答した方、件数についてもお答えください。

	ある・29人(23.4%)				ない・ 85人(68.5%)	無回答・ 10人(8.1%)
	概ね10件以上／年	概ね5件以上／年	概ね5件未満／年	無回答		
行政	0	0	0	1	3	1
社協	0	2	3	0	16	2
地域包括	0	1	12	2	45	5
障害相談	0	0	2	0	15	0
その他	0	1	5	0	5	2
無回答	0	0	0	0	1	0
合計	0	4	22	3	85	10

Q 8. 相談者や利用者から死後事務について、どのような相談を受けましたか。(複数回答可)

	葬儀・埋葬	遺品整理	各種契約の解除	遺産相続	その他	無回答
行政	1	1	0	0	0	1
社協	3	1	2	2	0	2
地域包括	1 3	5	4	8	0	5
障害相談	2	0	0	2	0	0
その他	5	3	2	4	3	2
無回答	0	0	0	0	0	0
合計	2 4	1 0	8	1 6	3	1 0

その他

- ・相続人に引きわたせるまでの処置
- ・持ち家の処分
- ・成年後見人より財産の引渡しについて

Q 9. 相談者や利用者から上記の相談を受けて、どのように対応をしましたか。(複数回答可)

	弁護士、司法書士等の専門職相談を案内	死後事務委任契約の説明	遺言の説明	NP0、民間の保証会社の紹介	その他	無回答
行政	1	0	0	0	0	1
社協	1	2	2	1	2	2
地域包括	1 0	4	4	6	1	5
障害相談	2	0	0	0	0	0
その他	1	3	2	1	2	2
無回答	0	0	0	0	0	0
合計	1 5	9	8	8	5	1 0

その他

- ・区、生活支援課と連携
- ・生保のCW
- ・行政書士
- ・公証役場の紹介、法定後見制度の活用も例外的にあり
- ・社協が特定の事業所を紹介するのは好ましくないと担当者から言われ、新聞記事のコピーを渡し読むことを勧めた。又、身内がやってくれないかもしれないと心配しているので、記事を渡しこれをきっかけに率直に話してみるよう勧めた

Q10. 福祉施設や病院等から身元保証人や身元引受人がいない本人の死後事務を引き受けてほしいと依頼されたことがありますか。「ある」と回答した方、その際にどのように対応をしましたか。
(複数回答可)

	ある・8人(6.5%)					ない・ 106人(85.4%)	無回答・ 10人(8.1%)
	引き受けた	断った	説明をすることで保証 人を立てずに済んだ	その他	無回答		
行政	0	0	0	0	1	3	1
社協	0	1	1	1	0	20	1
地域包括	0	0	1	1	0	58	6
障害相談	1	0	0	0	0	16	0
その他	1	2	0	0	0	8	2
無回答	0	0	0	0	0	1	0
合計	2	3	2	2	1	106	10

その他

- ・区生活支援課と連携
- ・支援課に相談(生保受給者)

【保証機能】

Q11. 身元保証や死後事務等について、どのような保証制度や機能があると良いですか。また、課題になっていることなどがありましたらご記入ください。

(一部、表現修正)

- ・“身元保証”という言葉自体が親族にとって負担になっているので、役割などを説明してもらうことのできる機関があればと思います。
- ・必要と関係機関が思うケースほど、本人が望んでいない。又、必要と望む方でも費用面で躊躇していると思います。次へすすめるためのハードル(課題)だと思います。
- ・公的機関による機能が必要と考えます。
- ・横須賀市にはエンディングプランといって低所得者の独居身寄りなしの方については、死後の葬祭の事務処理等がやっとできたところです。今後は、生前に保証制度ができてきちんと契約が必要となってくると考えられます。
- ・低所得者の方でも、利用できるような保証制度があると良い。いくつかそのような団体があるが、金額が高すぎる。
- ・少しでも元気なうちに本人から聞いておき、それを活用できるような方向で運用してもらえたら良いと思っている。
- ・生活保護受給者の身元保証。
- ・すみません、勉強不足で思いあたることがうかできません。ただ、やっぱり亡くなる前の意思決定の部分をやっていく必要はあるかもしれない(安心ノートの作成からのひろがりなど、成

年後見つけとくか…)

- ・身元保証（死後事務等）何か新しいシステムのようなものを公的に創り出す必要があると感じます。
- ・身元保証人が不在の場合、何らかのトラブルをかかえている場合が多く、また、生活困窮におちいっているケースが多い。専門家や保証会社に依頼する費用がない場合が多い。
- ・全く身内がいても、関わりたくないとのことで拒否するケースあり。病状が悪化して急死。今だに、介護サービス利用料等支払われておらず、預貯金も引き出すことができなくなってしまい、宙に浮いている支払い等、相談できる場所がほしい。まだ、勉強不足なのですみません。
- ・今後、死後の事務について必要と感じることが、多くなるのではないと思う。
- ・施設側でも、担当者が身元保証人について正しい理解をしていない方が多い。ただ、署名、押印のみを求めるだけでは良くない。
- ・身寄りのない方の後見人等として支援しているが、アパートの契約時に「保証人なし」ということで追加料金が上乗せされたり、犯罪者と勘違いして契約できない事があった。
- ・民間の身元保証協会（不動産会社など）の利用料が高額である。生活保護でない、孤独な人は生前に疎遠でもいいので、緊急連絡先を教えて欲しい。
- ・民間の身元保証会社は入会金や費用が高く、年金くらいの高齢者が利用するのは難しい。低所得者でも利用できるように身元保証の助成があれば良い。
- ・死後のことは行政の方でできる課があると聞いています。
- ・今、受任している保佐類型の利用者。私に骨をひろってほしい、お墓に入れてほしいと訴え、公証役場でそのような遺言書を書いてくるといふ。保佐人の役割を説明するが、B1でもあり理解すまず。自分の都合のいいように話を進めてその気になっている。利用者には保佐人が身近な存在でありながら、お葬式を行う権利はないことが難しくて分からない様子。他にも極端にお金がなく財産管理人をたてることも難しい人は今後どうなるのか不安。申し立て時に死後のことについても取り決めができるようなら、親族調査時に確認の上、後見人で対応しても良いのではないかと（個人的な意見です）
- ・本人が死後にかかる必要経費を前もって貯金（行政やどこかの機関）におき、そのお金でまかなえるようにすれば、本人も安心できると思われる。どこかの自治体で始めたようである。
- ・代金を支払う身元保証制度（システム）ができています。利用する人も増えている。その代金が払えず、住居や施設に入居できないような状況は行政が対応することで良いのではないかと。死後事務等も同様である。ただ、保証事業者が悪徳にならないガイドラインや監視システムは必要になっているように思う。
- ・弁護士会、社会福祉士会、社協などで事前に登録して身元保証や死後事務の制度があると良いと思います。後見人が必要でない人の場合、部屋を借りることも難しいケースがありますので。
- ・生活保護にはならないが経済的には困っている方の身元保証や死後事務について。

- ・ 身元保証がなくても入院や入所ができることが必要と思います。
- ・ 国や自治体が支援して頂ければと思います。民間の保証会社は金銭的に利用できないことが多い。
- ・ 特に家族、親せきのいない方の場合、成年後見で医療同意についても行えるとよい。
- ・ 難しくなくあらかじめ死後事務について決めておける制度。国、行政が保証人不要の例外規定を作ること。
- ・ いろいろな団体がありますが、実態はどうなのでしょう？正直な話を聞きたいといつも思っています。
- ・ 身元保証に関しては成年後見人に結びつくまで公的な機関やサービスで代行できるような制度があれば良い。
- ・ 低額で身元保証をしてくれる制度。判断能力はあるが身寄りがなく身元保証が課題になっているケースが増えています。

（アンケート実施：平成 27 年 11 月）

**平成 27 年度 神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部
「保証機能」のあり方に関する課題検討会 委員名簿**

委 員

氏名	所属等	備考
岸谷 一則	カトレアホーム 施設長	
千木良 正	横浜弁護士会 弁護士	座長
露木 信晴	藤沢市社会福祉協議会 主査	
半澤 真由美	海老名南地域包括支援センター 主任ケアマネジャー	

オブザーバー

氏名	所属等	備考
金岡 知世	神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課 主査	
金山 京子	神奈川県社会福祉協議会地域福祉推進部生活支援担当 課長	

「保証問題」・「死後事務」をめぐり課題と「保証機能」の構築に向けて

平成 2 8 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

横浜市神奈川区鶴屋町 2－2 4－2 かながわ県民センター 1 4 階

TEL 0 4 5－3 1 2－4 8 1 9 FAX 0 4 5－3 2 2－3 5 5 9

E-Mail k e n r i @ k n s y k . j p